

# 食品安全委員会農薬第一専門調査会

## 第23回会合議事録

1. 日時 令和6年1月29日（月） 14:00～14:42

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- （1）農薬（イミダクロプリド）の食品健康影響評価について
- （2）その他

4. 出席者

（専門委員）

小野座長、美谷島座長代理、義澤座長代理、井上専門委員、小澤専門委員、清家専門委員、平林専門委員、堀本専門委員、本間専門委員、與語専門委員

（専門参考人）

赤池専門参考人、久米専門参考人（農薬第五専門調査会専門委員）、黒田専門参考人、杉山専門参考人、中島専門参考人

（食品安全委員会）

浅野委員、脇委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、寺谷評価調整官、横山室長、栗山室長補佐、柴田室長補佐、糸井専門官、落合専門官、鈴木専門官、駒林係長、原田係長、山守係長、藤原専門職、石井技術参与、海上技術参与

5. 配布資料

- 資料1 イミダクロプリド農薬評価書（案）（非公表）
- 資料2 論点整理ペーパー（非公表）
- 机上配布資料 イミダクロプリド参考資料（非公表）

6. 議事内容

○ ○○

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第23回農薬第一専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議については、Web会議システムを併用しまして、登庁又はWebにて参加いただく形で行います。

本日、農薬第一専門調査会の専門委員12名、専門参考人5名に御出席いただく予定です。〇〇、〇〇におかれましては、御都合により遅れて御出席する予定と御連絡いただいております。

なお、今回、神経毒性及び免疫毒性に関する議論が想定されましたことから、事前に座長に御相談させていただき、神経毒性が専門の〇〇及び〇〇、免疫学が専門の〇〇に専門参考人として御参加いただいております。

また、食品安全委員会から3名の委員が出席されております。

それでは、以後の進行を〇〇にお願いしたいと思います。

〇 〇〇

それでは、議事次第に沿って議事を進めます。

本日の議題は農薬（イミダクロプリド）の食品健康影響評価についてです。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては非公開で行いますので、よろしくお願いたします。

では、まず初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

〇 〇〇

ただいま〇〇から御説明いただいたとおり、本会合は非公開で行いますので、本会合により知ることとなった個人の秘密又は企業の知的財産については、漏らすことのないようにお願いいたします。

資料でございますけれども、お手元に議事次第、座席表、農薬第一専門調査会専門委員等名簿のほか、

資料1として、イミダクロプリド農薬評価書（案）。

資料2として、論点整理ペーパー。

机上配布資料が5点ございまして、机上配布資料1がヒトにおける知見に関するものです。それから、机上配布資料2から5については拡張1世代繁殖試験の免疫関係の補足資料となっております。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

本日、ハイブリッド形式で行いますけれども、注意事項につきましては、Web会議形式の際と同様となりますので、よろしくお願いたします。

〇 〇〇

続きまして、事務局から食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

〇 〇〇

それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○ ○○

先生方、提出いただいた確認書について相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、農薬（イミダクロプリド）の食品健康影響評価についてを始めたいと思います。

経緯も含め、事務局より説明をお願いいたします。

○ ○○

よろしくをお願いいたします。

イミダクロプリドは殺虫剤、寄生虫駆除剤で、稲、トマト等に使用します。

今回、再評価の対象とされています。

資料1の御準備をお願いいたします。

イミダクロプリド（第4版）農薬評価書案となります。前回の第22回農薬第一専門調査会では、その他の試験〔Ⅱ.13〕まで御審議いただきました。前回に引き続き、ヒトにおける知見〔Ⅱ.14〕から御審議をお願いします。

また、拡張1世代繁殖試験（ラット）〔Ⅱ.10.（1）〕について、前回の調査会で確認することとされた背景データについて、回答が提出されました。御検討をお願いいたします。

まず、5ページをお願いいたします。

審議の経緯の第4版関係でございますが、2022年12月20日、食品安全委員会に要請事項説明がなされております。その後、第19回、21回、22回農薬第一専門調査会において御審議いただきました。引き続き、前回からの続きの御審議をお願いいたします。

53ページをお願いいたします。

こちらは前回御確認いただくべきだったのですけれども、飛ばしてしまいましたので、今回御確認をお願いいたします。すみません。

53ページ12行目から90日間亜急性神経毒性試験（ラット）について記載しております。この中の14行目の衛星群につきまして、○○より衛星群で間違いないでしょうかとコメントをいただいております。

【事務局より】でございますが、一群雌雄各18匹のうち、各12匹はFOB検査用、そのうち各6匹は神経病理組織学的検査用です。ほかの各6匹（報告書では“satellite group”となっていました）は血液学的及び血液生化学的検査用でした。念のため、より正確な記載に修正しております。御確認をお願いいたします。

続きまして、54ページの26行目をお願いいたします。

拡張1世代繁殖試験（ラット）を記載しております。この試験、繁殖毒性、発達神経毒性、発達免疫毒性を調べている試験となりまして、発達免疫毒性、繁殖毒性につきまして引き続き御審議をお願いいたします。

59ページをお願いいたします。

免疫毒性試験につきまして前回から審議いただいておりますが、前回、〇〇より、拡張1世代繁殖試験の児動物におけるT細胞依存性抗体産生について、試験実施施設の背景データを提出することとのコメントをいただきました。

リスク管理機関より背景データが提出されました。机上配布資料5として整理しております。こちら、イミダクロプリドの試験を実施する前に、バリデーションのために施設で実施した試験1回分のデータとのこと。御検討いただければと思います。

続きまして、繁殖毒性に関しまして、前回の御審議において着床数の減少について毒性所見とされました。本評価書案では、繁殖能に対する影響は認められないとしていたしましたが、FDAでは着床数の減少を基に繁殖能に対するNOAELを100 ppmと評価していますと伺っておりまして、〇〇より、この指標については2世代繁殖試験では評価されていなかったため、重要な所見ではないかと考えていますとコメントいただいております。

前回の審議の続きとしましては以上となります。

〇 〇〇

ありがとうございました。

審議済みのところは今説明いただかなかったですけれども、審議済みの今説明いただかなかった部分で何かもしコメント等がございましたらお願いします。具体的には植物の体内動態とか動物の体内動態のところですが、特によろしいでしょうか。

では、特にないようですので、今説明いただいた部分を見ていきたいと思っております。

まず初めに、53ページの90日間亜急性神経毒性試験です。衛星群と書いてあるところに〇〇からこれは衛星群で間違いないでしょうかということで、報告書では“satellite group”となっているので衛星群と訳しているものですが、これはよろしいですか。

〇 〇〇

言葉としてこれで一般的であれば、問題ないとは思いますが。ありがとうございます。

〇 〇〇

分かりました。そのように一般的に使うと思っております。

それから、54ページの拡張1世代繁殖試験です。前回から議論になっている部分が、発達免疫毒性試験でのIgM産生の部分ですけれども、その前に、着床数の減少について、FDAではこちらを繁殖能に対するNOAELと取っているというものについて、〇〇からは重要な所見ではないかと考えていますということですが、〇〇、これは毒性と捉えるということによろしいですか。

〇 〇〇

いいと思っております。背景データの幅が広過ぎるので、データを純粹に評価すれば、減少と

いう影響でいいと思います。

○ ○○

ありがとうございます。

では、今、56ページの表64には既に記載が入っていますが、このとおりとさせていただきたいと思います。

それから、先ほどお話ししました抗KLH抗体量、IgM産生については、前回、僕のほうから試験施設の背景データを提供していただきたいということでコメントを出したところ、本日、机上配布資料5のようなものが提出されています。

背景データというよりも、評価書案のほうに記載があった1回の予備試験ですか。バリデーションのために実施した1回分のデータということで、恐らくこの施設もこれを初めてやったというような感じだと思います。

見ていただくと、1回目のチャレンジと2回目のチャレンジの後の日にちごとに上側にIgMの値が記載されていますが、どの日も非常にSDが大きい。値がミニマムとマックスと書いていますけれども、万からひどい場合は100とか2桁ぐらい違っているのですが、○ ○、これはこういうもんなのですか。

○ ○○

○○でございます。

これはなかなか判断が難しいところではありますけれども、バリデーションの結果と普通の農薬を投与した結果のコントロール群も見ましても同じような傾向でしたので、恐らくこの実験系だとこういうふうになるのだらうと考えられます。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

値としてこういうものだという事なのですが、参考になるかどうか分からないですけれども、これを頭に入れた上で実際のデータのほうをもう一度見ていただいて、影響があるのかなのかという話ですが、どうなのですかね。雄のほうはもともと全体の傾向としても特に下がっている感じではなかったのですかね。机上配布資料3の箱ひげ図とか、対数軸にしているものだと何となく下がっているかなみたいな雰囲気も見てとれなくないのですけれども、この辺は結局どう評価したらよいですか。

○ ○○

前回はこちらのほうのデータだけ拝見させていただいておまして、やはり平均値的には下がっている感じもありまして、ただ、ばらつきも大きかったということで、もしかしたらこのばらつきが農薬のせいかなということで今回のバリデーションのデータもいただいたわけですがけれども、バリデーションのデータのほうも拝見いたしますと、高い値を示しているものがある一方、同じグループで100という一番低い値も出ているということで、ばらつきが大き過ぎてなかなか判断が難しいということになりますので、こうなりますと

統計的なデータを採用されたほうがいいかなと個人的には思っております。

以上です。

○ ○○

統計的なデータということで、要するに統計的な有意差が今回の場合はないということになるかと思えますけれども、ないということですね。

机上配布資料2の雌の個体別の数字を見ると、背景データというかバリデーションデータはコントロールでも100とかになっているから、そんなものなのかもしれないのですが、300 ppm投与群とか1,000 ppm投与群だと100とか200とかという個体がばらばらいて、コントロールと100 ppm投与群にはそういう個体がないのは、もしかして上がらない個体は影響があったのかなとか勝手に思ったのですけれども、そういう見方はおかしいですか。

○ ○○

どうしても化学物質に対する反応といいますと、脆弱性集団というのを考えないといけないところは確かにありまして、そういったもの、いわゆる反応性が高い集団というのがもしかしたらこの実験系で反映しているのかもしれないのですけれども、なかなかその判断はこの実験では難しいかなと思っております。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。なかなかこれだけで結論という感じではないということですね。

ということですので、現時点ではこれで影響があるとは言いきれない部分もあるのですが、ただ、影響が全くないと言っていいのかどうかというところが気になっている部分で、これは事務局に質問ですけれども、免疫系への影響みたいなものというのは文献収集の結果というか報告はあるのですか。

○ ○○

事務局より御案内いたします。

評価書の60ページの【事務局より】を御覧いただきたいのですけれども、四角の中の2ポツ目になりますが、こちらはEMAの評価書から少し引用しているところではございますが、こちらでは拡張1世代繁殖試験の結果のほかに、3行目にありますBadgujarという2013年の研究ですとか、その3行下にあるGawade, 2013の研究といったところでT細胞の増殖刺激反応の低下などが確認されているということを考慮しているというのがございました。

こちらのいずれの文献も文献報告書とともに提出されているものになりますので、御紹介させていただきました。

○ ○○

ありがとうございました。僕が見落としていましたね。そういった文献報告があるということですね。

では、まだその辺は議論がこれからですので、その辺も加味して最終的な評価を考えるとこの感じではどうかと思うのですけれども、今時点ではこれだけで発達免疫毒性があると結論できないのですけれども、低下傾向があるとするべきなのか、影響なしとするべきなのかというのは、今は保留という感じにしてということではどうかと思ったのですけれども、先生方、何かコメントはございますか。

これは、専門は〇〇なのですからけれども、〇〇、そういう感じで進めてよろしいですか。

○ 〇〇

よろしいかと思えます。

○ 〇〇

ほかの先生方で、その点、何かコメント等あればお願いできますか。特にその進め方でよろしいですか。

〇〇とかもその進め方でよろしいですか。

○ 〇〇

その進め方でよいと思えます。

○ 〇〇

〇〇もよろしいですか。

○ 〇〇

いいと思えます。

○ 〇〇

ほかの先生方、一人ずつ一々聞かないのですけれども。

では、この部分についてはそういう形で進めさせていただきたいと思えます。

今事務局から説明いただいたのはここまでですので、その先の説明という感じですかね。お願いします。

○ 〇〇

それでは、71ページをお願いいたします。

3行目からヒトにおける知見を記載しておりまして、こちらから未審議となります。

2行目下からの【事務局より】でございますが、14の（1）及び14の（2）については、第3版作成時にリスク管理機関より提出された文献に基づき記載されましたとしておりました。

〇〇より、（1）は中毒時の短期影響に関する症例報告と見受けられますが、かなり詳細な記述となっており、これはほかの既存評価と同じ粒度と考えてよいでしょうかとコメントをいただいております。

【事務局より】でございますが、前版の記述は、2016年2月1日の第52回評価第三部会において、ヒトの事例については参考程度に評価書に記載し、記述については論文のサマリー等を抄訳すればよいこととされたものです。ほかの剤については、リスク管理機関から提出された場合に、ケース・バイ・ケースで記載されており、既存の評価書としては、

ほかに簡潔な表の例（パラコート）がありましたとして、そちらの情報を机上配布資料1としてまとめております。

今回の再評価に当たり提出される文献とあわせ、残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについても踏まえて、どのような文献を評価に用い、どのような記載にするか御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、73ページをお願いいたします。

安全性に係る試験の概要（代謝物、原体混在物）につきまして、3行目から急性毒性試験等を記載しております。

4行目から急性毒性試験を記載しております。今回、原体混在物の急性毒性試験が新たに提出されておりますので、追記しております。

73ページの1行目からの【事務局より】ボックスで、今回新たに追加された試験はありませんと記載していたのですが、原体混在物の急性毒性試験は出ておりますので、記載を改めております。

74ページをお願いいたします。

3行目下の【事務局より】ボックスにおきまして、OECDガイドラインとの相違点及びドシエでの考察を記載しております。こちら、各試験の取扱いについて御検討くださいとしておりまして、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇より、いずれも評価可能と判断します、受入れ可能と考えますといった旨のコメントをいただいております。

続きまして、75ページの2行目より亜急性毒性試験として12週間亜急性毒性試験（代謝物M04、ラット）を記載しております。

7行目、12行目と〇〇のコメントに基づき「P450濃度」を「P450含量」に修正しております。

続きまして、20行目から遺伝毒性試験について記載しております。

77ページの2行目下、【事務局より】でございますが、OECDガイドラインとの相違点及びドシエでの考察を記載しております。各試験の取扱いについて御検討くださいとしておりまして、〇〇より異論ございません、〇〇より特にコメントはありません。代謝物、原体混在物の遺伝毒性試験に関する事務局案にも全て同意いたしますとコメントいただいております。

食品健康影響評価の前までは以上となります。

〇 〇〇

ありがとうございます。

まず初めに、70ページからの公表文献における研究結果の記載の部分ですが、今回、再評価に当たって提出された公表文献については、議論はまた次回以降となりますが、71ページ、72ページは、もともとの評価書に記載があった中毒時の影響についてかなり詳細な記載となっておりますがということですが、〇〇、これはもっと短くというか、どうしたらいいですか。



○ ○○

最初に質問させていただいたときはほかの例を見ていなかったのですが、ほかの例を見て、要約の抄訳ということなので、要約にも色々差がありますが、このくらいあっても不思議はないなと思いました。要約を下手にもっと抄訳すると、逆に情報が落ちてしまうので、やはり要約を翻訳し、要約の詳細度に合わせた記述になって、ばらつきが出るのはやむを得ないのかなと思いました。今回の例が一番長い記述なのかなとは思っていません。これをもう少し短くすることも可能だとは思いますが、現在のもので十分差し支えないと私は判断しました。

以上です。

○ ○○

ありがとうございました。

では、今の記載のままという形にさせていただきたいと思います。ヒトにおける知見の部分は、ほかの文献の知見と合わせてもしかしたら記載整備が必要かもしれないのですが、今のところはこのままとさせていただきます。

それから、73ページから代謝物、原体混在物の、まず初めに急性毒性試験ですが、急性毒性試験については原体混在物の急性毒性試験の結果が追加されています。LD<sub>50</sub>は2,000超ということですね。見ると、代謝物M01がちょっとLD<sub>50</sub>が低いかなということですが、先生方から特にコメントはいただいていませんが、よろしいですか。何かコメントがあったらお願いします。特によろしいですか。

74ページの一番上のものは、代謝物M04でいいのですよね。表が途中でページが変わったせいで、被験物質が分からないなと一瞬思ったのですが、そうなのですよね。これは何とかならないですか。

○ ○○

すみません。こちらは代謝物M04の続きでして、御検討いただく版ということでこのように見切れる形なのですが、公表するようなものについてはきちんと分かるようにさせていただいているところです。

○ ○○

分かりました。では、そのようにお願いします。

それから、75ページの12週間亜急性毒性試験、これは代謝物M04のものですが、こちらは記載の整備を○○にしてもらっていますが、ほかに特にコメントはございますでしょうか。

○○はいらっしゃいますね。今の事務局案でよろしいですか。

○ ○○

大丈夫です。ありがとうございます。

○ ○○

ありがとうございます。

〇〇もよろしいですか。

〇 〇〇

大丈夫です。

〇 〇〇

ありがとうございます。

それでは、こちらは今の事務局案のとおりとさせていただきます。

それから、遺伝毒性です。代謝物の遺伝毒性の部分についても、〇〇、〇〇からは特に異存ございませんと御同意いただいています。こちらもよろしいですか。

ありがとうございます。では、こちら事務局案どおりとさせていただきたいと思えます。

では、食品健康影響評価の部分ですが、今議論ができる部分について説明をお願いします。

〇 〇〇

それでは、80ページをお願いいたします。

食品健康影響評価について記載しております。

10行目下のボックスですが、〇〇より、わたの種子（土壌灌注処理）の植物代謝試験の話でございますが、M08が10%TRRを超えて認められております。この点につきまして、この代謝物は抽出操作において生成したものと説明があるので、掲載しない選択肢もあると思います。その際は以下も同様で、ばく露評価対象物質に選定しない理由も不要ですとコメントいただいております。

こちら、[Ⅱ.4.(1)⑨]の本文に説明を記載し、本項には記載しない案としました。御検討くださいとしておりまして、〇〇より了解しましたとコメントいただいております。

続きまして、82ページの下の方からになりますが、確認事項2としている部分につきまして、第3版審議時には、親化合物に加えて代謝物M01、M04、M06も分析対象とした稲、ばれいしょ、なす、きゅうり、りんご、なし、もも、茶の試験結果が農薬抄録に記載されていましたが、今回は提出されていませんでした。ばく露評価対象物質の選定に必要な可能性があるため、試験成績報告書を提出することの〇〇、〇〇からのコメントに基づきまして、リスク管理機関に提出を求めて、提出されております。

追加提出された作物残留試験において、代謝物M01は茶（荒茶）において親化合物より高い0.82 mg/kgが認められました。また、現行のcGAPの範囲内であることを確認しました。農産物中のばく露評価対象物質について、改めて御検討くださいとしておりました。

〇〇より、親化合物が検出されている場合、代謝物M01は親化合物の10分の1から2分の1程度の濃度で検出されている場合が多いです。親化合物の濃度が1 mg/kg前後で検出されている作物もあり、代謝物M01は分析対象となっていないだけでこれらの作物に残留している可能性があります。したがって、代謝物M01を農産物中のばく露評価対象物質に加えるほうがよいと思えますとコメントいただいております。

また、〇〇より、追加で提出された作物残留試験成績から判断して、農産物のばく露評価対象物質に6-クロロピリジル基を有する代謝物も加えるべきと判断しました。一方、6-クロロピリジル基を有する代謝物となると、作物残留試験で分析対象となった親化合物、M01、M04、M06以外にもかなり多くの代謝物が含まれます。分析方法を工夫すれば、実際に残留するのは問題ないでしょうか。JMPR、EFSA、US-EPA等がどのような対応をしているか確認したいですとコメントをいただいております。

こちらのコメントを受けまして、JMPR、EFSA、US-EPAにおけるばく露評価対象物質及び規制対象物質をまとめてお示しいたしました。JMPR、US-EPAではばく露評価対象物質、規制対象物質ともに農産物・畜産物ともにイミダクロプリド+6-クロロピリジル基を有する代謝物という整理をされておりました。EFSAでは、ばく露評価対象物質については農産物・畜産物ともにイミダクロプリド+6-クロロピリジル基を有する代謝物、規制対象物質につきましては結論が出ていないといった状況でした。

なお、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会では、令和元年7月に基本原則が策定され、ばく露評価対象物質については規制対象物質と必ずしも同一ではなく、ADIとの比較に当たり過小評価にならないよう、量が多い代謝物等を含めることとされております。御確認くださいとしておりまして、〇〇より、JMPR、EPA、EFSAの評価書と作物及び家畜残留試験成績、さらに厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の資料を確認しました。分析方法から判断して、農産物中のばく露評価対象物質も畜産物中のばく露評価対象物質と同様にイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とすることが妥当と考えますとコメントいただいております。

説明としては以上となります。

〇 〇〇

ありがとうございます。

まず初めに、80ページの真ん中あたりの〇〇からいただいたコメント、M08はアーティファクトであるということで、本文のほうに記載があつて、食品健康影響評価のほうでは特に記載しないという形になってはいますが、〇〇、これでよろしいですか。

〇 〇〇

〇〇です。

事務局の対応で結構です。

以上です。

〇 〇〇

ありがとうございます。

次のページに行きまして、評価書案は色々記載が書いてありますが、具体的には、ばく露評価対象物質がM01、M04、M06あたりが量が多いのですかね。こちらについて、〇〇からM01も評価対象物質に加えたほうがよいと思いますということで、〇〇からはJMPR、EFSA、EPAの対応はどうなっているかというコメントに対して事務局から説明があつた

とおりで、最終的にはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とするのがよいということですが、〇〇、いかがですか。

〇 〇〇

私のほうは、M01を入れたほうがよいというのは事前のコメントで書いたとおりです。

多分今日の議論のポイントは、6-クロロピリジル基を有する代謝物という形で、要は代謝物の範囲を広げるか否かという部分になると思います。結果的になのですが、M01を測ろうとしたときに、方法論としてここで書かれているとおり、結局、代謝物06に変換して測るという方法がある意味合理的という視点でもありまして、その結果、代謝物が幾つか含まれた形で測定結果というのは出るとは思いますが、結果的にはM01を測ろうとすると、そういう幾つかの化合物も含めて測るという形になると思います。

84ページの中ほどの事務局からの回答というか、なお書きの厚労省の審議会云々の部分ですけれども、多めにばく露評価対象物質を加えておくという話なのだと思いますが、食安委のほうのばく露評価対象物質の決定の部分についての改正はまだ行われていないというところで、これだけではちょっと厳しいかなと思うのですけれども、ただ、先ほど申しましたように、分析法の部分で結果的にはほかの代謝物も含めるという方法になりますので、結果的にばく露評価対象物質は6-クロロピリジル基を有する代謝物も加えるという形になってもいいのかなとは思っています。

以上です。

〇 〇〇

ありがとうございます。

〇〇からは6-クロロピリジル基を有する代謝物という形で、〇〇、これは農産物中も畜産物中も両方ということですか。

〇 〇〇

〇〇ですけれども、両方ということです。

以上です。

〇 〇〇

ありがとうございます。

では、今の評価書案だと81ページの18～19行目あたり、「農産物中のばく露評価対象物質をイミダクロプリド（親化合物のみ）とした」というところは、6-クロロピリジル基を有する代謝物を追加すると。

〇 〇〇

〇〇ですけれども、そのとおりです。

以上です。

〇 〇〇

ありがとうございます。

では、そのような形で、〇〇もそれに御同意ということによろしいですか。

○ ○○

親化合物と6-クロロピリジル基を有する代謝物という2つのカテゴリーというか、そういう形になろうかと思います。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それ以外の部分、色々記載の修正等が事務局よりされていますが、今、字が赤色になっている部分は今の事務局案でよろしいということですか。

○ ○○

○○ですけれども、事務局のほうですごく丁寧に調べていただいて、事務局の書いてあるとおりで結構だと思います。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

○○もそれでよろしいですか。

○ ○○

事務局案で大丈夫だと思います。

以上です。

○ ○○

ありがとうございます。

では、ばく露評価対象物質の記載だけ修正をお願いします。

そうすると、あとは84ページの一番下というか2行目からのADIとARfDの記載の部分ですが、こちらについては、先ほど言いましたように発達免疫毒性の評価の部分は文献収集された文献を加味して最終的な結論を出したいと思いますので、そちらが決まってから記載を議論していただくということにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。先生方から全体を通して今の段階で何かコメントがあればお願いします。よろしいですか。

それでは、今後の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

○ ○○

それでは、次回以降、本調査会にて本日の続きから御審議をいただくということで、農薬評価書案は今回御指摘があった事項等を踏まえて修正をさせていただきます。

○ ○○

お願いします。

今回議論が済んだ部分はフィックスでよろしいかと思います。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○ ○○

次回の農薬第一専門調査会の予定につきましては、日程及び開催方式等は追って御連絡いたします。

○ ○○

ということです。

では、本日の議題はここまでですが、先生方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、第23回農薬第一専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上